

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

西宮市(以下「甲」という。)と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「乙」という。)は、災害時における被災建築物等のアスベスト調査(以下「アスベスト調査」という。)に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の域内において、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に被災建築物等のアスベスト調査を実施し、アスベスト飛散による人の健康及び生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において「被災建築物等」とは、災害により倒壊、損壊した建築物及び工作物のうち、甲又は乙がアスベストの露出状況等の確認調査が必要と判断した建築物及び工作物をいう。

(災害時の協力)

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる各業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前号の規定による要請は、様式第1号により文書により行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、可及的速やかに文書を送付するものとする。

(業務内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (2) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (3) 被災建築物等からのアスベスト飛散防止に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別対応が必要と認められる事象が発生した場合は、別途協議により決定する

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）から必要な人員、資機材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、乙の協力が円滑に実施できるよう、甲の職員の同行、建築物の情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

3 会員は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（業務実績報告）

第6条 乙は、第4条に規定する業務を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（平常時の協力）

第8条 被災建築物等からのアスベスト飛散による被害を未然に防止するため、甲と乙は連携して平常時においてアスベスト飛散防止対策の準備を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわる実施事項や費用の負担、実施期間等については、別途協議して決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 災害時の連絡を円滑に行うため、平常時から甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を別表1に定め、相手方に通知しなければならない。

また、連絡窓口を変更した際にも同様とする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月11日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長

石井登志郎



乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事

貴田晶子

